

危険物施設会員 会費算定基準表

1口1,500円として、各会員の危険物施設数、取扱数量等に応じて、次のとおりの会員区分とする。

会員区分	口数	施設数又は倍数等	
A	2	施設数0～1又は倍数5以下	
B	3	施設数 2 又は倍数30以下	
C	4	施設数3～5又は保安監督者の必要な施設	
D	5	施設数6～9又は倍数500を超え1000以下	
E	E-1	10	<ul style="list-style-type: none"> ① 製造所 ② 移送取扱所 ③ 特定屋外タンク ④ 油槽所 ⑤ 給油取扱所5ヶ所以上 ⑥ タンクローリー5台以上 ⑦ 施設数10以上 ⑧ 倍数1000を越える施設
	E-2	11	上記①～⑧で、2項目が該当する会員
	E-3	12	上記①～⑧で、3項目が該当する会員
	E-4	20,000円	上記以外の会員（大規模事業所）

* 施設数又は倍数等欄により会員区分が、2以上に及ぶ場合については、口数欄の大きい方の会員区分とする。